

森林経営管理制度の概要について

農林水産課

1 概要

新たな森林管理システムについて法整備された「森林経営管理法」が平成 30 年 5 月 25 日に成立し、平成 31 年 4 月 1 日に施行される。新たな森林管理システムを支える財源として森林環境譲与税(仮称)が平成 31 年度から町に譲与されることから、財源を受け入れる基金のための条例の設置を予定している。

2 森林経営管理法(新たな森林管理システム)とは(次ページ参照)

森林所有者の経営意欲の低下や、所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林や担い手不足といった課題を受け、森林の経営管理が行われていない森林(人工林)について市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築するもの。

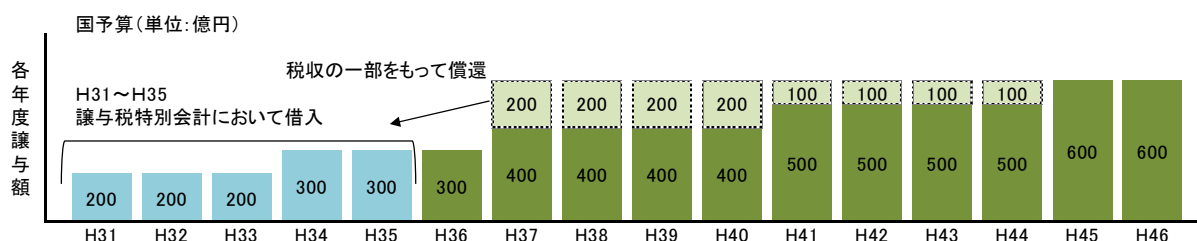
3 森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)

(1) 森林環境税

平成 36 年度から課税(年額 1,000 円/人課税)

(2) 森林環境譲与税

平成 31 年度から市町村、都道府県に対して譲与



4 琴浦町への森林環境譲与税(仮称)の配分額(鳥取県試算)(単位:百万円)

年度	配分額(百万円)
H31~33	4.9
H34~36	7.3
H37~40	10.3
H41~44	13.4
H45~(満額)	16.4

5 主な用途について

森林整備に必要な森林所有者への意向調査、境界確定や、学校、保育園など公共建築物への木材利用、森林環境教育などの木材利用の促進、普及啓発

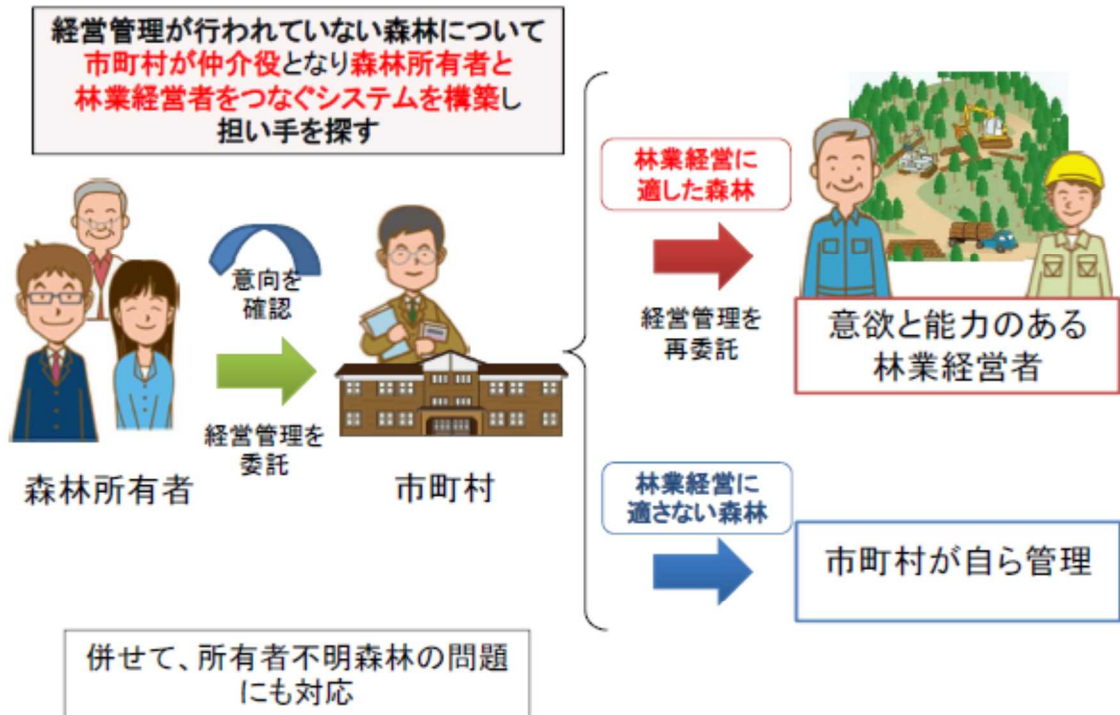
6 今後の予定について

平成 31 年 4 月 (国)森林経営管理法施行

平成 31 年 6 月 (町)6 月議会で譲与税のための基金条例について議案提出

6 月以降森林環境譲与税(仮称)の受入

狙い① 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは



森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施

